

## 申請事案一覧表

港湾局総務課

H25. 11. 26

説明聴取事案とされたい事案

申請種別	申請年月日 受付年月日	申請者	申請内容	備考
港湾区域の変更同意	H25. 10. 30 H25. 11. 8	山口県	徳山下松港 港湾区域の変更	

## 目 次

・ 審議資料	3
・ 徳山下松港港湾区域変更図	8
(参考資料)	
・ 港湾区域の変更について	9
・ 徳山下松港港湾区域変更手続概要	10

## 審 議 資 料

1. 港 名 徳山下松港
2. 港湾管理者 山口県
3. 港 格 国際拠点港湾

### 4. 申請の内容 港湾区域の変更

#### (1) 現港湾区域（昭和 44 年 12 月 16 日山口県告示第 925 号）

椎木岬突端、大津島丸山崎、馬島金ヶ崎、笠戸島大浦三角点（255.8 メートル）、同三角点から 92 度 10, 900 メートルの地点及び光市光井川左岸先端から護岸上東に 225 メートルの地点（北緯 33 度 56 分 48 秒、東経 131 度 57 分 19 秒）の各地点を順次結んだ線並びに陸岸により囲まれた海面並びに島田川最下流鉄道橋下流の河川水面。ただし、漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）に基づき指定された戸田漁港、福川漁港、大津島漁港、徳山漁港及び給大島漁港の区域を除く。

#### (2) 変更予定港湾区域

赤崎三角点（71.48 メートル）、大津島郷屋三角点（142.42 メートル）、馬島金ヶ崎、笠戸島大浦三角点（255.8 メートル）、同三角点から 92 度 10, 900 メートルの地点及び光市光井川左岸先端から護岸上東に 225 メートルの地点（北緯 33 度 56 分 48 秒、東経 131 度 57 分 19 秒）の各地点を順次結んだ線並びに陸岸により囲まれた海面並びに島田川最下流鉄道橋下流の河川水面。ただし、漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）に基づき指定された戸田漁港、福川漁港、大津島漁港、徳山漁港及び給大島漁港の区域を除く。

#### (3) 変更区域図

別添「徳山下松港港湾区域変更図」参照

### 5. 位 置

瀬戸内海沿岸のほぼ中央に位置し、山口県の周南市、下松市、光市にまたがってに所在する。

### 6. 沿革

徳山下松港は、広い港域を持つ自然条件に恵まれた良港として、古くから利用されている。近年では、その背後に形成された石油コンビナートをはじめとする臨海工業地帯を支える工業港として重要な役割を果たしており、昭和 26 年 9 月には重要港湾、また昭和 40 年 4 月には特定重要港湾、平成 23 年 4 月には港湾法の一部改正により国際拠点港湾の指定を受けたところである。

本港は、江戸時代、正税米の積出港として栄えた史実があり、「毛利の三白政策」と称される米・塩・紙の殖産政策により海岸線一帯に開作事業が進められ、また、富田・徳山・下松には商港が開かれ、瀬戸内海航路の主要な寄港地として、また生産品の積出

港として発展したと伝えられている。

明治 37 年には徳山市に海軍練炭製造所が開設され、大正から昭和初期に石油、鉄鋼、ソーダ、車両等の企業が進出し発展していく過程の中で、全国屈指の石油コンビナートが出現した。下松、光地区にも電力、石油、鉄鋼、製薬業の進出により、本港背後地は西日本における代表的な臨海工業地帯の一つに成長し、昭和 39 年 9 月には「周南工業整備特別地域」の指定を受けている。

近年では、平成 15 年 4 月に「総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）」に指定され、海上静脈物流とリサイクル産業の拠点形成に向けた取組を進めている。また、平成 20 年 8 月には全国初の「臨海部産業エリア形成促進港」の指定を受け、同年 11 月徳山地区晴海 9 号岸壁（-14m）において、周南バルクターミナル（株）によるバルクターミナルの運営事業（港湾法第 54 条の 3 に基づく特定埠頭の運営の事業）が開始されたところである。

さらに、平成 23 年 5 月には宇部港とともに「国際バルク戦略港湾」に選定されており、大型船舶での大量一括輸送により、我が国産業に必要な石炭を安定的かつ安価に供給する広域拠点港としての役割が期待されている。

## 7. 概要

徳山下松港の取扱貨物量は平成 24 年実績において県内シェア 1 位で、山口県全体の約 44%を占めている。貨物量の推移について、平成 13 年以降、中国特需等により増加し平成 17 年に過去最高（6,624 万トン）を記録したが、平成 20 年からはリーマンショックに伴う世界同時不況の影響により減少し、平成 24 年は 4,956 万トンとなっている。

また、取扱貨物の品目について、周南コンビナートをはじめとする徳山下松港の背後企業は材料を輸入し基礎素材を生産する基礎素材型産業が多く、輸入・移入貨物は石炭・原油・石灰石・鋼材といった素材系貨物、輸出・移出貨物は化学薬品・化学工業品・セメント等の加工品が中心となっている。

なお、本港は港湾計画上、新南陽地区、徳山地区、下松地区、光地区の 4 地区から構成されており、各地区の概要は以下のとおりである。

### 各地区の概要

#### ①新南陽地区

周南市西部に位置する本地区は、背後に化学、鉄鋼などの企業が立地する一大臨海工業地帯をなしており、数多くの専用埠頭及び施設が整備されている。公共埠頭は、新南陽埠頭 N6 岸壁（-12m）1 バース、N6 岸壁（-10m）1 バース、平野埠頭岸壁（-5.5m）3 バースがあり、石炭や化学薬品等が取り扱われている。

現在、増大する港湾貨物や船舶の大型化へ対応するため、航路・泊地（-12m）の整備を行っている。

#### ②徳山地区

周南市東部に位置する本地区は、山陽新幹線徳山駅に隣接しており、バルクターミナル、コンテナターミナル、大分県（竹田津港）とを結ぶフェリー埠頭等が整備され、徳山下松港の中心的位置付けとなっている。公共埠頭は、晴海埠頭 1・2 号岸壁（-7.5m）2 バース、3～6 号岸壁（-10m）4 バースのほか、徳山コンテナターミナル（7 号岸壁（-12m）1 バース、ガントリークレーン 2 基等）を整備しており、化学工業品や化学薬品等が取り扱われている。

また、徳山コンテナターミナル沖合には、晴海 9 号岸壁（-14m）1 バースが整備（計

画 2 バース) されている。ここでは背後埠頭用地及び港湾関連用地とあわせて、平成 20 年 11 月から周南バルクターミナル (株) による特定埠頭の運営の事業が開始されており、バルクターミナルとして大量の石炭が取り扱われている。

#### ③下松地区

下松市に位置する本地区は、背後に鉄鋼、機械などの企業が立地している。公共埠頭は、下松第 1 埠頭岸壁 (-7.5m) 2 バース、下松第 2 埠頭岸壁 (-7.5m) 1 バース、下松第 2 埠頭岸壁 (-10m) 2 バースがあり、砂利・砂や鋼材などが取り扱われている。

#### ④光地区

光市に位置する本地区は、背後に薬品会社や鉄鋼などの企業が立地している。公共埠頭は、島田埠頭岸壁 (-5.5m) 2 バース、島田埠頭岸壁 (-7.5m) 1 バースがあり、砂・砂利等が取り扱われている。

各地区の主要施設及び取扱品目については下表のとおり。

地区名	主要港湾施設	水深(m)	延長(m)	主な取扱貨物の種類
新南陽地区	平野岸壁	-5.5	270	砂利・砂
	新南陽 N6 岸壁	-10.0	170	化学薬品、他化学工業品
	新南陽 N6 岸壁※	-12.0	240	石炭
徳山地区	晴海 1・2 号岸壁	-7.5	260	再利用資材、他化学工業品
	晴海 3・4 号岸壁	-10.0	370	鉄鋼、他化学工業品
	晴海 5 号岸壁	-10.0	185	(耐震工事中)
	晴海 6 号岸壁	-10.0	185	鋼材
	晴海 7 号岸壁※	-12.0	240	他化学工業品、化学薬品
	晴海 9 号岸壁※	-14.0	280	石炭、非金属鉱物、鉄鋼
下松地区	下松第 1 埠頭岸壁	-7.5	260	鋼材
	下松第 2 埠頭岸壁	-7.5	130	金属くず、鋼材
	下松第 2 埠頭岸壁	-10.0	370	砂利・砂、鋼材、金属製品
光地区	島田岸壁	-7.5	130	砂利・砂
	島田岸壁	-5.5	180	再利用資材

上表※は、直轄工事施行施設

## 8. 申請理由

徳山下松港新南陽地区には、上記のとおり背後に化学、鉄鋼、金属など主要な企業が立地している。当該地区における公共埠頭の主要な取扱貨物は石炭をはじめとしたバルク貨物であるが、輸送船舶については年々大型化している状況である。

平成4年8月の港湾計画改訂においては、新南陽地区の公共埠頭計画において岸壁(-12m)2バース480mを新たに計画し、また当該係留施設の計画に対応するため、既定計画(昭和50年12月改訂)における水域施設計画(南陽航路(-10m、幅員250m)及び泊地(-10m))を南陽航路(-12m、幅員280m)及び泊地(-12m)へ改めたところである。

この計画に基づき、国土交通省の直轄事業(徳山下松港新南陽地区国際物流ターミナル整備事業)として、当該岸壁(-12m)1バース240mの整備を平成9年4月より着手し、当該岸壁背後のふ頭用地の整備は、山口県にて平成19年8月より着手した。

また、当該岸壁並びにふ頭用地前面の当該泊地及び当該航路は、同じく国土交通省の直轄事業として平成14年4月より整備に着手しているが、本港では、豊富な取扱貨物量を背景に石炭等を取り扱う公共埠頭の早期供用が望まれていることから、平成23年1月に当該泊地の水深-12mの整備完了をもって、当該航路の既定計画である水深-12mの整備に先立ち、整備済みの当該岸壁並びにふ頭用地と合わせて水深-10mで暫定供用を開始している。

しかしながら、航路水深-10mで、喫水を超過する大型の輸送船舶が入港しようとする場合は、潮待ちや減載入港などで対応せざるを得ず、利用者にとって輸送コスト(備船費用等)の増加を強いることとなることから、利用者や港長などの海事関係者からは、早期に既定計画である水深-12mでの供用が求められている。

これを受け、当該航路について、平成23年4月より計画水深である-12mを確保するための浚渫工事を開始し、平成28年度中の整備完了を目指しているところであり、これをもって徳山下松港新南陽地区国際物流ターミナル整備事業が完了する予定である。

また、平成23年5月には、本港が宇部港とともに「国際バルク戦略港湾」に選定されたことを受け、大型船舶での大量一括輸送の可能性について、ますますの期待が寄せられているところである。

このような状況の中、石炭等の輸送船舶の大型化に対応するため、当該航路を速やかに計画水深(-12m)までの浚渫工事をを行う必要があるが、当該航路については、その先端部が現港湾区域外に達しており、平成26年度には現港湾区域外の浚渫工事に着手する見込みであることから、今般、港湾区域を変更する必要性が生じたものである。

## 9. 港湾区域の同意基準との関係(港湾法第4条第6項)

- (1) 新たに拡張する区域は、南陽航路を計画水深(-12m)で整備、維持管理に必要な最小限の区域であり、一体の港湾として管理運営するために必要な最小限度の区域であると認められる。
- (2) 新たに拡張する区域は、港則法に基づき定められた徳山下松港の港の区域を越えることとなるが、徳山海上保安部より、港湾区域を変更することにつき異議ない旨の回答を得ている。なお、徳山下松港の港の区域については、港則法施行令を改正し、新たに拡張する区域を包含するよう変更される予定である。

## 10. 河川管理者、海岸管理者及び漁港管理者との関係

### (1) 河川法第6条第1項に規定する河川の河川区域との関係

変更後の港湾区域には河川区域と重複する部分が一部存することから、河川管理者である山口県に協議したところ、異議ない旨の回答を得ている。

### (2) 海岸法第3条の規程により指定される海岸保全区域との関係

変更後の港湾区域には国土交通省（港湾局、水管理・国土保全局）及び農林水産省（農村振興局）所管の海岸保全区域が存しており、当該海岸保全区域は本件港湾区域変更同意申請者である山口県が海岸管理者となっている。港湾区域変更同意申請にあたり、海岸保全区域の管理上支障が無い旨、事前に確認している。

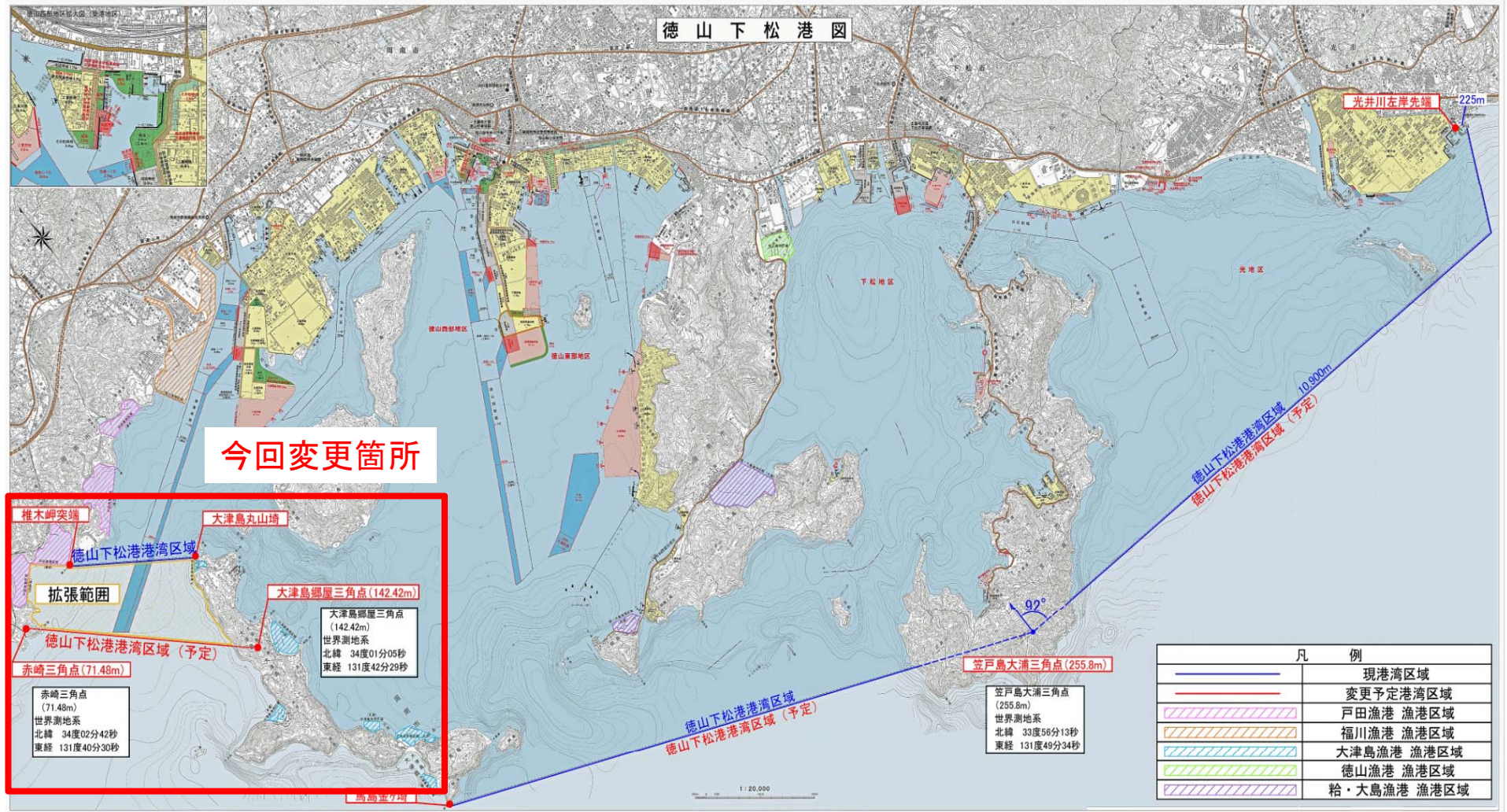
### (3) 漁港漁場整備法第6条第1項から第4項の規程により指定される漁港の区域との関係

変更後の港湾区域には漁港漁場整備法による漁港区域は存在しない。  
なお、新たに拡張しようとする区域には、山口県漁業協同組合が免許を受けている共同漁業権が存することから同組合に協議したところ、同意する旨の回答を得ている。

## 11. 結論

現行の港湾区域を申請のとおり変更することは、同意基準に合致しており、適当なものと認められるので、申請のとおり同意することとしたい。

# 徳山下松港港湾区域変更図



● 変更予定港湾区域

赤崎三角点 (71.48メートル)、大津島郷屋三角点 (142.42メートル)、馬島金ヶ崎、笠戸島大浦三角点 (255.8メートル)、同三角点から92度10,900メートルの地点及び光市光井川左岸先端から護岸上東に225メートルの地点 (北緯33度56分48秒、東経131度57分19秒) の各地点を順次結んだ線並びに陸岸により囲まれた海面並びに島田川最下流鉄道橋下流の河川水面。ただし、漁港漁場整備法 (昭和25年法律第137号) に基づき指定された戸田漁港、福川漁港、大津島漁港、徳山漁港及び杣大島漁港の区域を除く。

● 現港湾区域 (昭和44年12月16日山口県告示第925号)

椎木岬先端、大津島丸山崎、馬島金ヶ崎、笠戸島大浦三角点 (255.8メートル)、同三角点から92度10,900メートルの地点及び光市光井川左岸先端から護岸上東に225メートルの地点 (北緯33度56分48秒、東経131度57分19秒) の各地点を順次結んだ線並びに陸岸により囲まれた海面並びに島田川最下流鉄道橋下流の河川水面。ただし、漁港漁場整備法 (昭和25年法律第137号) に基づき指定された戸田漁港、福川漁港、大津島漁港、徳山漁港及び杣大島漁港の区域を除く。



## 港湾区域の変更について

### 1. 概 説

港湾区域は水域であり、この区域において規制を行う者を港湾管理者という。

### 2. 港湾区域について

#### (1) 定 義

港湾区域とは、経済的に一体の港湾として管理運営するために必要な最小限度の区域について、国際戦略港湾及び国際拠点港湾並びに重要港湾（以下「国際戦略港湾等」）については国土交通大臣が、都道府県が港湾管理者の設立に加わっていない避難港については都道府県知事が港湾管理者に対して同意した水域である。（港湾法（以下「法」）第2条第3項、第4条第4項）

なお、国土交通大臣は、国際戦略港湾等に関わる港湾区域の同意にあたり、運輸審議会に諮ることとされている。

#### (2) 効 果

港湾区域が設定されることによる効果は以下のとおりである。

##### ① 港湾施設となるか否かの範囲を画す

港湾区域内に存する港湾法第2条第5項に規定する施設であれば、管理主体を問わず港湾施設となる。

##### ② 港湾管理者が業務を行う範囲を画す

港湾管理者が港湾法第12条の規定に基づき行う、港湾工事の実施や水域の利用等は港湾区域内でのみ行うことが可能である。

##### ③ 工事等の許可を行う範囲を画す

港湾法第37条第1項に規定する行為を行おうとする者に対して、港湾区域内は港湾管理者が許可権限を行使する。

##### ④ 入港料を徴収する場合の港湾の範囲を画す

港湾法第44条の2の規定に基づき港湾管理者は入港する船舶から入港料を徴収することができるが、港湾区域は入港したか否かの境界線となる。

### 3. 港湾管理者について

#### (1) 定 義

港湾管理者とは、港湾を全体として開発し、保全し、これを公共の利用に供し、港湾という営造物の性質、用法に従ってこれを善良に管理する公共的責任の主体である。

#### (2) 港湾管理者の設立母体

次の要件のうち、いずれか一つを満足する地方公共団体は、港湾管理者を設立することができる。

① 現に当該港湾において、港湾の施設を管理する地方公共団体

② 従来、当該港湾において、港湾の施設の設置若しくは維持管理の費用を負担した地方公共団体

③ 予定港湾区域を地先水面とする地域を区域とする地方公共団体

#### (3) 港湾管理者の設立形態

① 関係地方公共団体が単独で又は共同して港務局を設立する場合

② 都道府県又は市町村の普通地方公共団体が港湾管理者になる場合

③ 都道府県及び市町村が共同して地方自治法第284条第2項若しくは第3項に基づく一部事務組合若しくは広域連合を設立して港湾管理者になる場合

## 徳山下松港港湾区域変更手続概要

